

町では、財団法人自治総合センターが実施している「コミュニティ事業」（宝くじ助成）の助成を受けて、海洋スポーツ、イベント用備品を購入しました。

購入した備品は町内の自治会などにも貸し出しますので、事前にお申し込みの上、各種イベントな



写真は小テントです

宝くじ成
助 成 イベント用備品を購入
自治会などへ貸し出し

どでご利用ください。

◆購入した備品

- ・海洋スポーツ用設備一式：▼
1人乗りカヤック1艇▼スプレー
スカート13着▼パドル13本▼
ライフジャケット16着▼
ウォータースシューズ16足▼浮
力体6個
- ・イベント用テント一式：▼大
2、小2▼おもり16個

◆申込先・問い合わせ 町水産
商工課観光振興係（☎82-3
111内線224）、イベン
ト用テント一式については町
生涯学習課（内線622・6
23）へどうぞ。



平成24年度

固定資産税の課税について

被災した家屋や土地などの税額を 利用状況により引き続き軽減します

東日本大震災の特例措置により課税免除となった土地、家屋の平成24年度の固定資産税の取り扱いについてお知らせします。

■課税・免除区域の指定

町では、平成24年度の固定資産税においても、土地、家屋の利用状況などを総合的に勘案し課税免除区域を指定します。平成23年度の固定資産税が課税免除となった被災区域内で、依然として未修繕の状態である土地、家屋や周辺地区の復旧が進んでいない区域の固定資産税は、平成24年度も引き続いて課税免除します。

これに対し、平成23年度の固定資産税が課税免除となった被災区域内の土地、家屋のうち、修繕などにより使用可能になった土地、家屋については、固定資産税額を2

分の1に減額し課税します。なお、課税免除対象区域は決まり次第、お知らせします。

■納税通知書の発送時期

例年4月上旬に固定資産税の納税通知書を送付していますが、震災による被害状況の調査確認の作業などのため、平成24年度の納税通知書は6月上旬に送付します。

■固定資産税の特例制度

被災した固定資産に代えて、新たに取得した代替住宅用地、代替家屋、代替償却資産の特例制度が下表のとおり設けられています。この特例制度の適用を受ける方は、町への申告が必要です。制度について詳しくは、町税務課へお問い合わせください。

※被災代替住宅用地の特例申告は、宅地を取得した年に住宅を建てない方のみ必要です。また、被災代替償却資産の特例申告は、毎年1月に受け付ける固定資産税対象の償却資産の申告と併せて受け付けます。

◆申告先・問い合わせ 町税務課資産税係（☎82-3111内線113・114）へどうぞ。

◆平成24年度の固定資産税の特例制度

区 分	被災代替住宅用地の特例	被災代替家屋の特例	被災代替償却資産の特例
対 象	①被災住宅用地の所有者 ②上記①の相続人 ③上記①の三親等以内の親族で、被災代替土地に新築される家屋に所有者と同居予定の人 ④上記①が法人の場合の合併法人・分割承継法人	①被災家屋の所有者 ②上記①から家屋を取得した相続人 ③特例適用家屋に同居する三親等以内の親族 ④上記①が法人の場合の合併法人・分割承継法人	①被災償却資産の所有者 ②上記①から被災償却資産を取得した相続人 ③上記①が法人の場合の合併法人・分割承継法人
特例内容	家屋が滅失・損壊した住宅用地の代わりに新たに宅地を取得した場合、実際に住宅を建築するまでの間、住宅用地としての軽減措置を適用	滅失・損壊した家屋を改築または代替家屋を取得した最初の4年度分の税額を2分の1に、その後2年度分は3分の2に軽減	滅失・損壊した償却資産を改良または代替償却資産を取得した場合、課税標準額を2分の1に軽減
取得期間	平成23年3月11日～平成33年3月31日（10年間）	平成23年3月11日～平成33年3月31日（10年間）	平成23年3月11日～平成28年3月31日（5年間）
適用期間	3年度間	6年度間	4年度間